

広島市地域ポータルサイトの管理等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市域における住民間のコミュニケーションを促進し地域活動の活性化を図るとともに、利用者の情報リテラシー向上を図ることを目的として開設する広島市地域ポータルサイト（以下「地域ポータルサイト」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 地域ポータルサイトは、広島市が運営する情報システムであり、次の各号に掲げる情報システムから構成する。

- (1) 総合ページ 地域ポータルサイトの総合入口であり、地域のホームページの紹介及び広島市の行政情報の提供、情報セキュリティに関する注意喚起等を行う情報システムをいう。
- (2) 地域のホームページ 地域の紹介や団体内での情報交換等を目的として、地域住民が互いに協力して開設し、運営する情報システムをいう。一般公開を行う部分と専ら登録者（一般非公開部分を利用できる者をいう。以下同じ。）間での情報交換等を目的とする一般非公開部分とから構成する。

(運営管理者等の設置)

第3条 地域ポータルサイトの管理及び運営（情報登録等を含む。以下同じ。）を行うため、運営管理者、運営副管理者、登録責任者及び登録副責任者を設置する。

- 2 運営管理者は、広島市市民局市民活動推進課長の職にある者をもって充てる。
- 3 運営副管理者は、運営管理者が広島市地域ポータルサイトの管理及び運営に関する要領（以下「要領」という。）において定める者を充てる。
- 4 登録責任者及び登録副責任者は、地域のホームページの開設を希望する団体の代表者が定める者を充てる。

(運営管理者等の事務)

第4条 運営管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域ポータルサイトの管理及び運営の総括に関すること。
 - (2) 地域ポータルサイトの利用の総括に関すること。
 - (3) その他地域ポータルサイトの管理等に関し必要なこと。
- 2 運営副管理者は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 地域ポータルサイトの管理及び運営に関すること。
 - (2) 地域ポータルサイトの利用に関すること。
- 3 登録責任者及び登録副責任者は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 地域のホームページの登録に関すること。
 - (2) 地域のホームページの運営に関すること。

(地域のホームページ開設)

第5条 地域のホームページは、次の団体が開設できるものとし、開設に必要な条件は要領で定める。

- (1) 町内会・自治会等
- (2) 連合町内会等
- (3) その他運営管理者が適当と認める団体

(地域のホームページ開設申請等)

第6条 地域のホームページの開設を希望する団体の代表者は、要領で定めるところにより、所定の申請書を運営管理者に提出しなければならない。

- 2 運営管理者は、提出された開設申請書に基づき、要領で定めるところにより審査を行い、地域の

ホームページの開設の可否を団体の代表者に通知する。

- 3 地域のホームページを開設した団体の代表者又は登録責任者は、開設申請事項に変更がある場合及び地域のホームページを閉鎖する場合は、要領で定めるところにより、届出を行わなければならない。

(地域のホームページ開設の取消し等)

第7条 運営管理者は、要領で定めるところにより、地域のホームページの開設を取り消し、又は地域のホームページの公開を差し止めることができる。

(地域ポータルサイトの運営停止)

第8条 運営管理者は、地域ポータルサイトの運営を停止するときは、登録責任者及び登録副責任者に対し、要領で定めるところにより通知する。

- 2 運営管理者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、通知することなく、地域ポータルサイトの運営を停止することができる。

- (1) 地域ポータルサイトの保守を緊急に行う必要があるとき。
- (2) 通信回線障害又は天災等の不可抗力により、地域ポータルサイトの運営が困難となったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、その他やむを得ない理由により、地域ポータルサイトの運営が困難となったとき。

(個人情報の取扱い)

第9条 運営管理者、運営副管理者、登録責任者及び登録副責任者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）の趣旨に基づき、個人情報の取扱いに十分注意しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地域ポータルサイトの管理、運営及び利用に関し必要な事項は、運営管理者が要領で定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年1月15日から施行する。
- 2 運営管理者は、地域ポータルサイトの運営及び利用状況等の調査を行い、平成22年度にサービス提供のあり方等について見直しを行う。

附 則

この要綱は、平成19年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。